



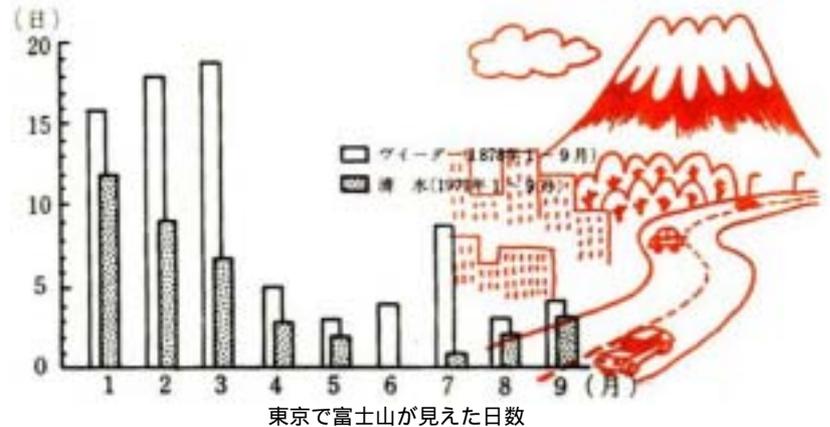
## 2) 公害健康被害補償業務・予防事業

公害健康被害者への個別の補償業務を行うとともに、公害健康被害予防事業の実施など地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を積極的に推進しています。

### 公害健康被害補償・予防制度の沿革

#### 公害による健康被害の社会問題化

昭和30年代、40年代の高度経済成長によって、日本の工業生産力、国民の生活水準は飛躍的に向上しましたが、その反面環境汚染が著しく進行し、大気汚染や水質の汚濁による健康被害が重大な社会問題となりました。



東京で富士山が見えた日数

明治初年に日本にいたP.V.ウィーダーというアメリカ人科学者が明治9年12月21日から翌年10月21日までの間、東京本郷の加賀屋敷から調べた富士山がみえた日数と気象庁職員の清水氏が昭和46年1月1日から同年12月31日までの間、渋谷で調べた結果とを比較可能な月(1~9月)のみを図表化したもの。

(出典)「図でみる環境白書(昭和47年版環境白書)」  
環境庁企画調整局編 第一法規

#### 民事紛争としての公害訴訟

大気汚染による被害は、その原因が人為的なものであるため、訴訟を通じて被害者が大気汚染原因者に対して民法上の不法行為に基づく損害賠償を求める方途が開かれています。民事訴訟により損害賠償を請求する場合、被害者側が損害の発生、加害行為と損害の因果関係などを立証しなければなりません。しかし、大気汚染に限らず公害訴訟においては、環境汚染行為と被害の因果関係の科学的究明に困難が伴うことなどから、これらを立証することが難しく、裁判に長期間を要するなどの問題点がありました。そのため、公害健康被害について何らかの公的補償制度が必要であると関係者により主張されてきました。



(出典)「図でみる環境白書(昭和47年版環境白書)」

環境庁企画調整局編 第一法規

#### 公害健康被害者に対する公的救済制度とその問題点

日本で最初の公害健康被害者に対する公的な救済制度は、昭和40年2月に四日市市で発足した「四日市公害関係医療審査会制度」です。この制度では、公害関係医療審査会の審査によって認定された公害患者に医療費の支給が実施されました。

国による総合的な法制度の整備は、昭和42年7月に成立した「公害対策基本法(1)」に始まります。この法律に基づき、昭和44年12月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(いわゆる旧救済法)が制定されましたが、この制度は民事責任とは切り離れた行政上の措置であり、給付の内容が限定されていたため、被害者の救済にはなお万全を期し難い面がありました。

さらに昭和47年6月に、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(2)」

(いわゆる無過失責任法)が公布・施行されました。本法では、公害については、原因者に故意・過失がないとされた場合でも、環境汚染行為によって受忍限度を超える被害が発生したときは、原因者が損害賠償責任を負うことが明らかにされました。

おりしも、昭和 47 年 7 月、四日市公害訴訟の判決が出され、原告側の勝訴となり、被告となった 6 社の全てに賠償責任があるものとされました。この判決の内容は、各地の公害紛争に対する一つのものさしとなり、各地においてその損害補償問題が大きく取り上げられる形勢となり、問題の迅速かつ円滑な解決が地域社会の安定のため一層緊要であると痛感されるに至りました。

## ● 被害者補償制度の確立

このような情勢をふまえ、昭和 48 年 10 月に「公害健康被害補償法」が公布され、翌昭和 49 年 9 月 1 日から施行されました(制度の内容については、26 ページ以降をご参照ください)。

この制度は、制度の対象となる者の認定方法、補償給付の内容、汚染者負担の原則(PPP)に基づいた費用負担のあり方等、世界に例を見ない特徴をもつものであり、OECD 環境委員会の日本環境政策レビューにおいても注目されたものの一つとなりました。

## ● 汚染の態様の変化と制度の改正

公害健康被害補償法は、制度発足後 10 余年にわたり、公害による健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきましたが、制度の成立要件となっていた状況にさまざまな変化がみられるようになり、昭和 58 年 11 月、環境庁長官から「中央公害対策審議会」(以下「中公審」という。)に対して「公害健康被害補償法第 2 条第 1 項に係る対象地域(第一種地域)のあり方について」諮問が行われ、中公審において本制度のあり方について検討が開始されました。昭和 61 年 10 月、中公審は、第一種地域の指定の全面解除、既被認定者に対する補償の継続、総合的な環境保健施策の推進(イ・健康被害予防事業の実施、ロ・調査研究の推進、ハ・環境保健サーベイランス・システムの構築)、大気汚染防止対策の一層の強化を骨子とする答申を取りまとめ、政府において公害健康被害補償法の改正作業が進められました。

### 用語解説

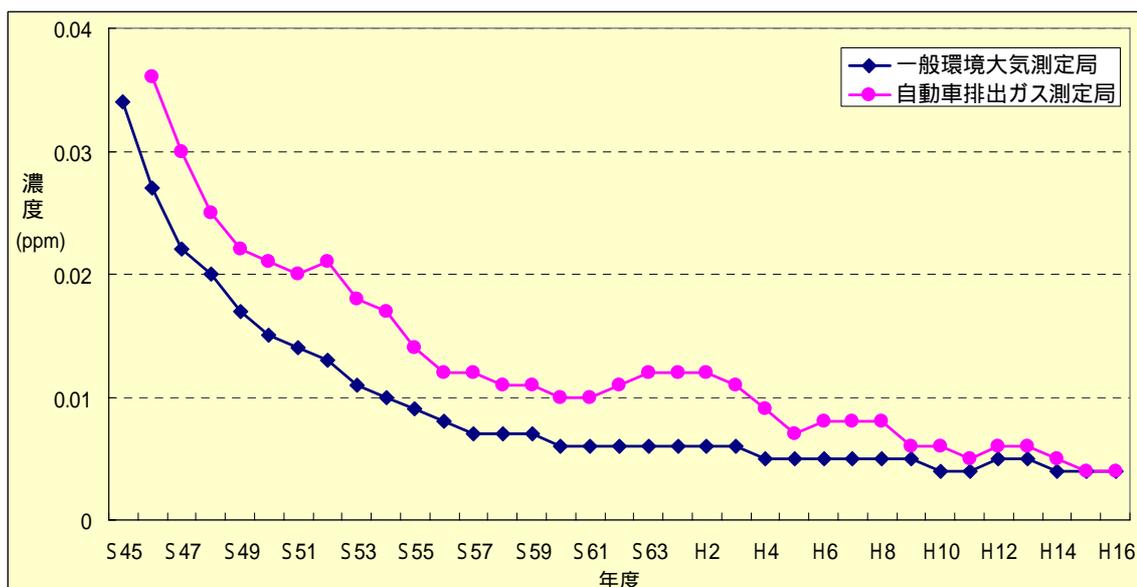
#### 1: 公害対策基本法

公害を未然に防ぐという施策を明らかにするとともに、第 21 条第 2 項において、公害対策の一つの柱としての公害被害救済制度の確立の必要性を唱えていました。平成 5 年の「環境基本法」の成立により廃止となっていますが、内容の大部分はそのまま引継がれています。

#### 2: 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(無過失責任法)

公害健康被害の民事上の解決に当たり、被害者の損害補填を円滑に行わせることを目指すものでしたが、それでも被害者は訴訟という手段をとらざるを得ない上に、改正法以前に生じた公害健康被害には適用されないという問題が残されていました。また、中小企業のように資金的に必ずしも十分でないものが加害者である場合には、かりに裁判で被害者が勝訴しても救済されないし、原因者が特定できない被害についても、その救済を迅速に行うべきであり、そのための措置として抜本的な公害補償制度の必要性が法案の国会審議の過程において指摘されました。

## 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移



(出典)「環境省ホームページ - 大気汚染状況について」

二酸化硫黄の年平均値は、昭和40、50年代に比べ著しく改善した後、近年では横ばい傾向にあります。

## 個別補償から地域住民の健康被害予防事業へ

昭和62年9月に公害健康被害補償法が一部改正され、翌年3月1日に第一種地域の指定解除が行われるとともに、基金に基づく健康被害予防事業が実施されることとなりました(公害健康被害予防事業の内容については、28ページ以降をご参照ください)。法律名も「公害健康被害の補償等に関する法律」(以下「補償法」という。)に改められました。

公害健康被害補償制度は、大気汚染の状況を踏まえて、これまでの健康被害者に対する事後的な補償制度から、地域住民の健康被害の未然予防に重点を置いた制度へと転換することとなりました。

### 参考文献

この項については、以下の文献を参考にしています。

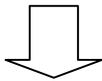
- 「解説公害健康被害補償法」 環境庁企画調整局損害賠償制度準備室編著  
(1974年、(株)帝国地方行政学会)
- 「公害健康被害補償予防協会 20年のあゆみ」 公害健康被害補償予防協会編  
(1994年、公害健康被害補償予防協会)
- 「公害健康被害補償予防制度 30年のあゆみ」 独立行政法人環境再生保全機構編  
(2005年、(独)環境再生保全機構)
- 「日本の大気汚染経験：持続可能な開発への挑戦」 日本の大気汚染経験検討委員会編  
(1997年、公害健康被害補償予防協会)
- 「大気環境・保健要覧1999」 財団法人日本システム開発研究所編  
(1999年、公害健康被害補償予防協会)

## ( 救済制度の変遷 )

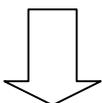
民事訴訟による  
解決

無過失損害賠償  
制度の考え方の  
導入

無過失損害賠償  
制度の確立



大気汚染の様相の  
変化



個人救済から  
地域の予防事業  
へ

## ( 公害関連の歴史 )

昭和 30  
( 1950 )

昭和 33 「公共用水域の水質の保全に関する法律」の公布 ( 12 月 25 日 )  
「工場排水等の規制に関する法律」の公布 ( 12 月 25 日 )

昭和 35  
( 1960 )

昭和 34 「公共用水域の水質の保全に関する法律」の施行 ( 3 月 1 日、ただし第四章の規定は 4 月 1 日から )  
「工場排水等の規制に関する法律」の施行 ( 3 月 1 日 )  
・ 四日市、川崎等においてぜん息が多発

昭和 40  
( 1960 )

昭和 37 「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の公布 ( 6 月 2 日 )、施行 ( 12 月 1 日 )  
昭和 40 四日市における被害者救済制度

昭和 45  
( 1970 )

昭和 42 「公害対策基本法」の公布 ( 8 月 3 日 )、施行 ( 同日 )  
昭和 43 「大気汚染防止法」の公布 ( 6 月 1 日 )、施行 ( 12 月 1 日 )  
昭和 44 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」 ( いわゆる旧救済法 ) の公布 ( 12 月 15 日 )、施行 ( 同日、ただし医療費等の給付に関する規定は 45 年 2 月 1 日から )  
昭和 45 「水質汚濁防止法」の公布 ( 12 月 25 日 )  
昭和 46 「水質汚濁防止法」の施行 ( 6 月 24 日 )  
昭和 47 「公害に係る無過失責任法」 ( 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正 ) の公布 ( 6 月 22 日 )、施行 ( 10 月 1 日 )  
・ 四日市公害裁判判決 ( 7 月 24 日 )

昭和 50  
( 1975 )

昭和 48 「公害健康被害補償法」の公布 ( 10 月 5 日 )

昭和 49 「公害健康被害補償法」の施行 ( 9 月 1 日 )

昭和 55  
( 1980 )

昭和 60  
( 1985 )

昭和 62 「公害健康被害の補償等に関する法律」の公布 ( 9 月 26 日 )

昭和 63 「公害健康被害の補償等に関する法律」施行 ( 3 月 1 日 )

平成 2  
( 1990 )

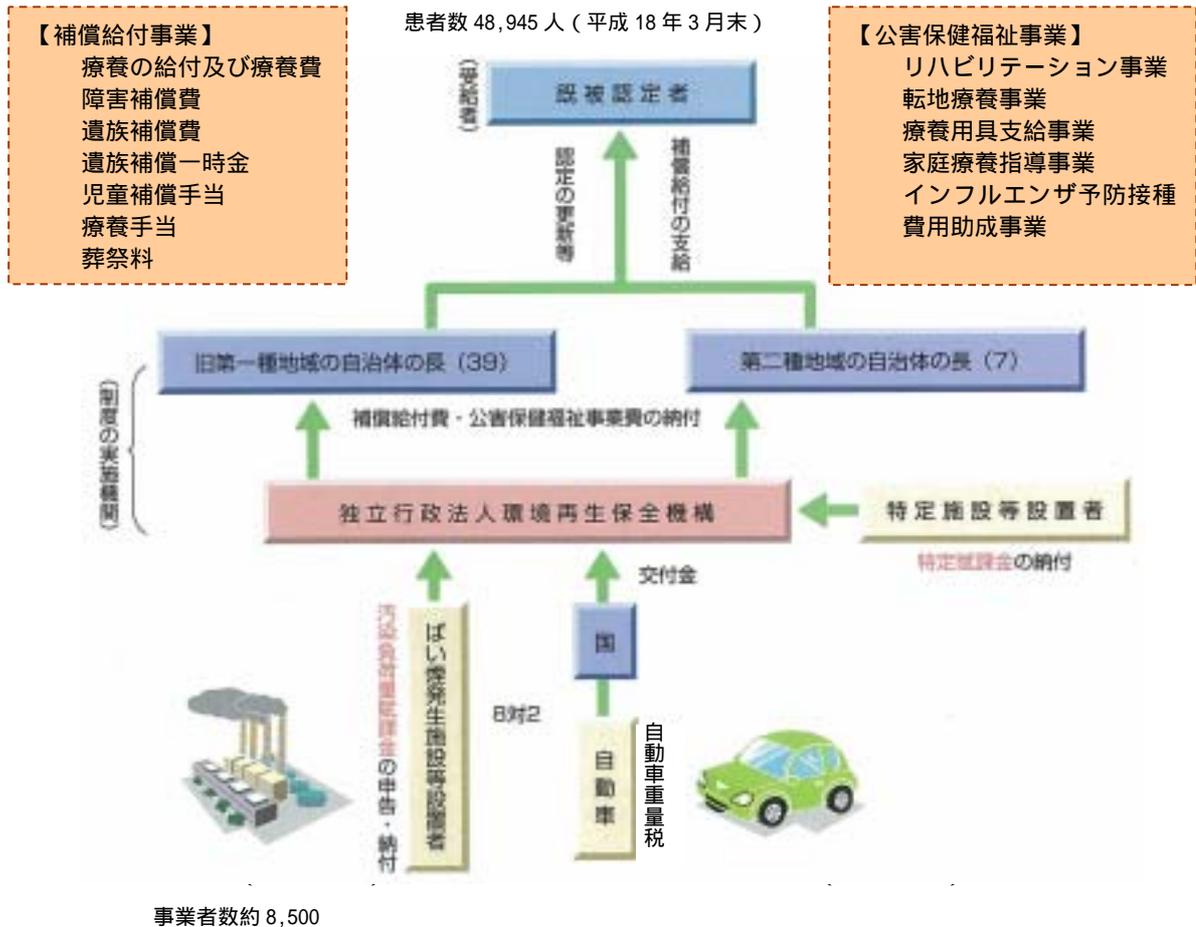
平成 4 「自動車 NOx 法」の公布 ( 6 月 3 日 ) 施行 ( 12 月 1 日、ただし車種規制に関する規定は 5 年 12 月 1 日から )  
平成 5 「環境基本法」の公布 ( 11 月 19 日 )、施行 ( 同日、ただし環境審議会に関する規定は 6 年 8 月 1 日から )  
平成 6 環境基本計画の策定  
平成 13 自動車 NOx 法の改正法 ( 自動車 NOx ・ PM 法 ) が成立

( 出典 ) 「大気環境・保健要覧 1999」財団法人日本システム開発研究所編 ( 1999 年、公害健康被害補償予防協会 )

## 事業概要

### 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償制度は、昭和 30～40 年代の著しい大気汚染によって引き起こされた健康被害に対して、被害者の方々への迅速な救済を目的とする行政上の制度です。この制度では、昭和 49 年 9 月に施行された「公害健康被害の補償等に関する法律（補償法）」に基づき、大気汚染などの公害の原因となる物質を排出した事業者から賦課金を徴収し、公害による健康被害者のための補償費として地方公共団体へ納付しています。



事業者から徴収する賦課金には、汚染負荷量賦課金と特定賦課金の 2 種類があります。汚染負荷量賦課金は、汚染原因者負担の原則に基づき、旧第一種地域の公害健康被害者に対する補償給付等に必要な費用の 8 割分に充てるために、硫酸化物を排出している（又は排出した）事業者、排出量に応じて負担を求めるものです。汚染負荷量賦課金の申告・納付は約 8,500 事業者（平成 17 年度現在）が対象となっています。

汚染負荷量賦課金の徴収決定状況

（単位：件、百万円）

区分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
件数	8,682	8,635	8,578	8,512	8,475
金額	57,221	54,826	51,202	49,553	47,644

特定賦課金は、水俣病やイタイタイ病などの患者に対する補償給付等に必要な費用に充てるために、疾病の原因となる物質を排出した事業者から徴収するものです。特定賦課金の納付は、納付義務者が限定されているため、機構で調査の上で納付義務者を特定し、賦課金の額を決定して通知する方法がとられています。

各地方公共団体に納付した補償費は、医療費や療養費として被認定患者の方々へ給付されるほか、被認定患者の方々の健康を回復・増進させるためのリハビリテーション事業などの公害保健福祉事業に用いられています。

なお、昭和 63 年の補償法改正により、第一種地域の指定はすべて解除され、以後新たな患者の認定は行われていません。

## 指定地域及び指定疾病一覧

■・・・ 旧第一種地域

■・・・ 第二種地域（ 1 ）



熊本・鹿児島（水俣病）

1：第二種地域とは

「水俣病やイタイタイ病のように汚染物質との因果関係が一般的に明らかな疾病が多発している地域」を指します。

2：楠町は平成 17 年 2 月から四日市と合併。

## コラム（職員の声）

### 皆様のご理解とご協力を常に忘れずに

公害健康被害補償業務では、公害による健康被害の認定を受けた方々に対する補償給付を行うため、汚染負荷量賦課金を徴収するとともに、国からの交付金などとあわせて、それらを補償給付費や公害保健福祉事業費納付金として各地方公共団体へ納付する業務を行っています。このことは賦課金を納付していただく事業者の方々と、補償給付費等の納付金として納付する先の方々の両方の声を聞くことができるという特徴を持っています。そのため、事業者の方々への説明会では、賦課金がどのように使用されているかをきちんと説明し、ご理解をいただけるよう、努めています。

補償給付などについても、医療関係者の方々をはじめ、多くの方々にご協力いただくことにより、当制度が運営できているので、そのことを忘れることなく、皆様のために何ができるのかということを考えながら、業務に取り組んでいます。また、皆様からご意見を伺う機会があったときには、公害健康被害補償業務以外の業務でも、役立てていただければそのような機構に関する情報があればあわせてご紹介するなど、なるべく機構全体のことを考えてコミュニケーションを図るように心がけています。



補償業務部管理徴収課  
安達 貴志子

## 納付金の納付状況

### 補償給付費納付金（41 県市区）

（単位：百万円）

区分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
納付金額	70,572	66,301	64,346	62,105	59,724

### 公害保健福祉事業費納付金（44 県市区）

（単位：百万円）

区分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
納付金額	116	107	107	102	103

## 公害健康被害予防事業

公害健康被害補償制度発足後、大気汚染をめぐる状況は大きく変化しました。昭和 30 年代から 40 年代にかけて大きな被害を及ぼした産業型公害による大気汚染は改善されましたが、自動車の排気ガスなどによる都市・生活型大気汚染が新たな問題として浮上してきました。

このような大気汚染の状況の変化などを踏まえて、昭和 63 年に補償法が改正されました。新規の患者の認定は行われなくなりましたが、旧指定地域やそれに準ずる地域において、地域住民の健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を実施することとなりました。

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、国や地方公共団体が行ってきているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康を確保することを目的として実施しています。公害健康被害予防事業に必要な費用は、機構に約 500 億円の基金を設け、その運用益により賄っています。

公害健康被害予防事業は、機構が自ら行う直轄事業と、地方公共団体が行うものに対し助成する助成事業から成り立っています。

### 予防事業の対象地域



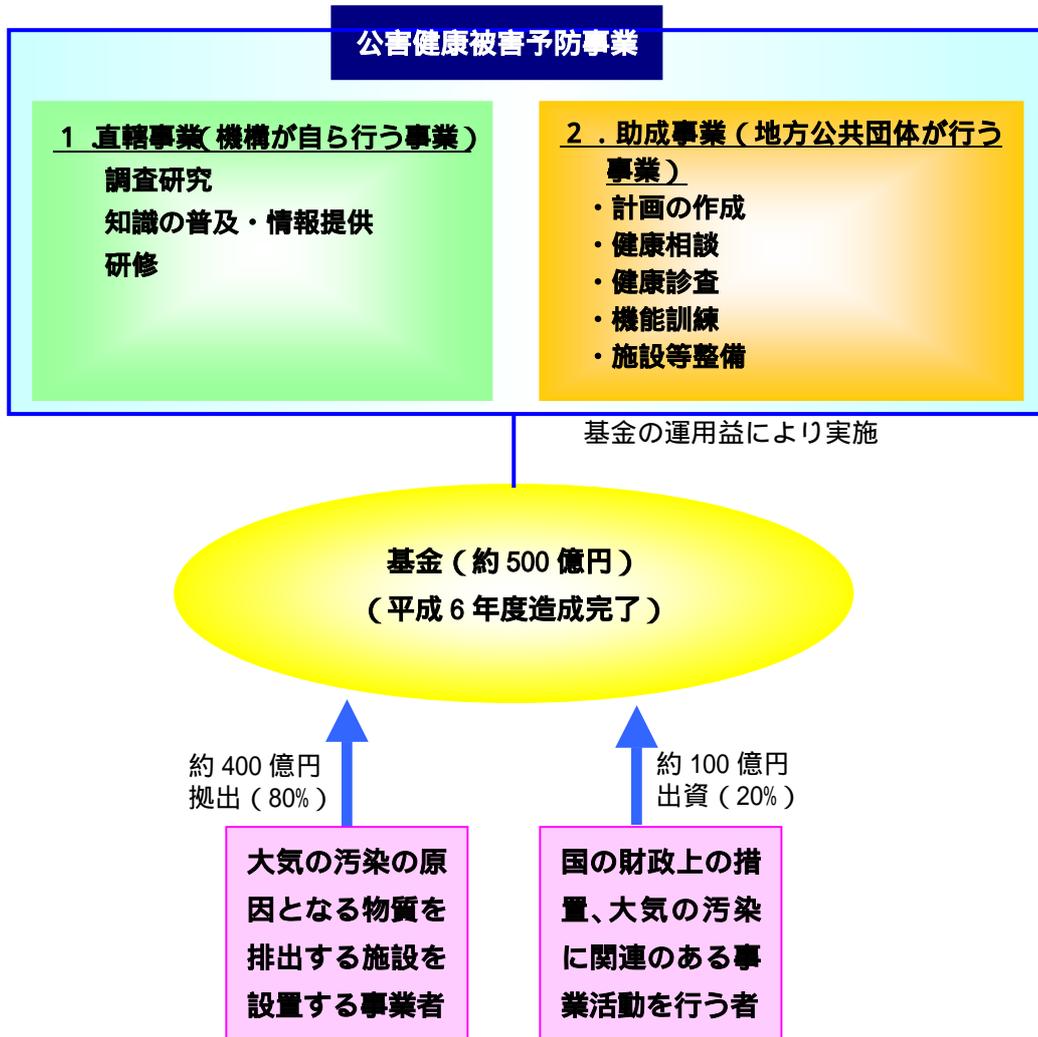
（注）楠町は平成 17 年 2 月から四日市と合併。



機能訓練（水泳教室）

直轄事業では、ぜん息などの病気や大気汚染の改善についての 調査研究、パンフレットやビデオの作成、講演会やキャンペーンなどの知識の普及やホームページ・予防事業だよりによる情報の提供、 地方公共団体の職員に対する研修を実施しています。

公害健康被害予防事業のしくみ



助成事業では、地方公共団体が実施しているぜん息等に関する事業として、医師、保健師等による健康相談事業、乳幼児を対象としたぜん息の発症予防のための健康診査事業、水泳教室やぜん息キャンプといったぜん息児のための機能訓練事業などへの助成やこれらの事業に協力している医療機関等に対する医療機器の整備に対する助成が行われています。

また、大気汚染の改善に関する事業として、排出ガスのより少ない最新規制に適合した自動車への代替の促進を図るための事業や大気浄化能力を有する植栽の整備を行う大気浄化植樹事業への助成を実施しています。



健康診査



機能訓練(ぜん息キャンプ)

幹線道路の沿道などの局地的な大気汚染地域の改善のための調査研究を行っています。

機構では、局地的な大気汚染地域に関する調査研究を実施しています。中でも特に、幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法の研究に重点を置いています。

ここでは、それらの調査研究のうち、「高活性炭素繊維を用いた浄化システムの汎用性及び実用性に関する調査」と、「局地汚染地域における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の複合的削減のための対策技術に係る調査研究」についてご紹介します。

これらの調査研究は、将来における実用化を見込んだ上で実施していますが、いずれの場合も、「環境負荷が少なく再生利用が可能な炭素繊維」を用いているのが特徴であり、限りある資源を有効に活用し、無駄な廃棄を行わない「3R」(4)の推進にも貢献しています。

### 用語解説

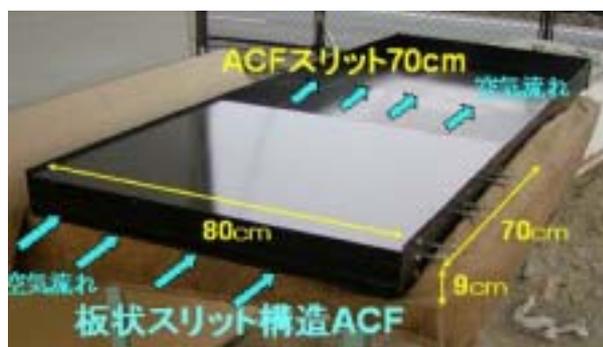
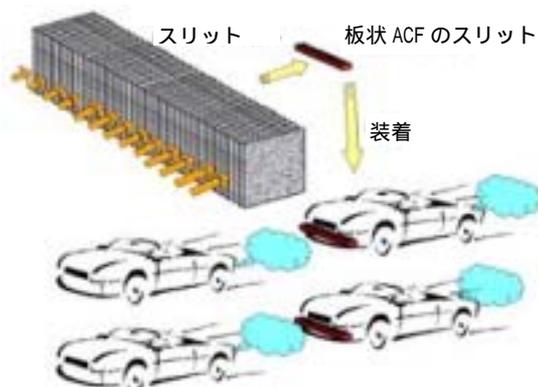
3R：リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再利用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字を取ったものです。

## 高活性炭素繊維を用いた浄化システムの汎用性及び実用性に関する調査

沿道における窒素酸化物等の高濃度汚染の原因として、沿道の建物による汚染空気の滞留が指摘されています。

このため、本調査では、光照射のない常温状態で窒素酸化物を「水」と「窒素ガス」に分解することができる「触媒的な作用効果」が認められている高活性炭素繊維（ACF：Activated Carbon Fiber）を応用し、建物の壁面等を利用しながら、窒素酸化物の分解が可能な「新素材の開発」も想定しつつ、新たな局地汚染対策技術への応用可能性を検討しています。

平成17年度は、高活性炭素繊維を搭載した自動車を試作し、ACFボックスの形状及びNO<sub>x</sub>浄化機能及びACFの再活性化を中心に検討し、最適なモデルの設計・提案等を行いました。



大都市地域の交差点や幹線道路沿道では、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び浮遊粒子状物質（SPM）による大気汚染が深刻な状況にあり、その対策が急務となっています。

このため、本研究では、道路沿道や道路壁に省スペースで設置可能なNO<sub>x</sub>とSPMを同時除去できる装置の開発を目指し、これまでに開発してきた「ディーゼル排気粒子除去用の自然通風型電気集じん装置」に、NO<sub>x</sub>の浄化システムとして期待されている高活性炭素繊維製のフェンスを新たに併設した排ガス処理装置を試作し、その有効性の評価及び沿道等での適用可能性について検討しています。



**コンパクト**  
狭い中央分離帯にも  
設置可能

**低コスト**  
自然風の利用  
汎用品の使用

**高い浄化性能**  
SPM, NO<sub>x</sub>を  
同時除去

**省メンテ**  
完全自動運転

コラム（職員の声）

社会の関心を高め、流れを作り出せるような情報の発信を

公害健康被害予防事業の中で、主に大気保全に関する知識の普及・啓発と調査研究に関する業務を担当しています。

知識の普及・啓発では、今、社会でどのようなものが必要とされているかというニーズの把握に積極的に努めるとともに、そのニーズを満足させるものを企画し、形にしていくことが我々の役目であると考えています。事業をタイムリーに行うことも重要であるため、関係部門と連絡を密にとりながら、業務を遂行しています。

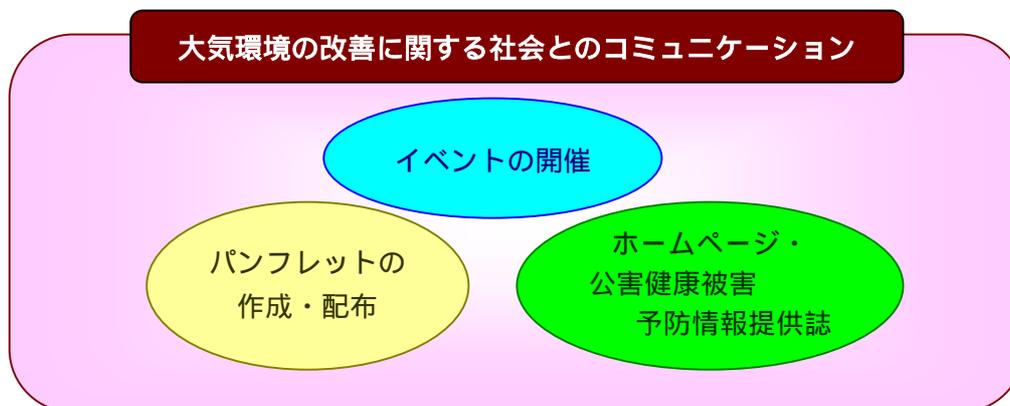
パンフレットの作成や、イベントの開催は、利益目的ではないため、よりよいものにしていこうという高い意識や強い意欲が、事業をよりよくする最大の推進力となります。意識の高い人々に囲まれており、周囲を見習って、自分も事業の更なる改善に役立っていきたいと考えています。この事業は、情報を発信することにより、世の流れを作り出すことも可能であると考えており、今後も積極的な活動を行っていきます。

今年の6月には、環境省等からエコドライブ推進に関するアクションプランが発表されており、エコドライブがより定着するような活動が進められることとなります。機構では、エコドライブ普及に効果的なイベントなど、具体的な施策を行うことが可能であり、部門一丸となって、具体的かつ細やかに各種取組を企画・実現していく予定です。



予防事業部環境改善課  
小林 大

機構では、大気環境の改善に関し、地域住民の方々や地方公共団体の担当者、各分野の関係者等を対象に、イベントの開催、パンフレットの作成・配布を行い、知識の普及と啓発を行っています。



## 🚗 イベント

### 低公害車フェア

低公害車の普及促進を図るために、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の各種低公害車を一堂に展示するフェアを毎年開催しています。平成 17 年度は、計 5 箇所で開催し、約 261,900 名の方にご来場いただきました。

また、第 39 回東京モーターショーシンポジウムとして、千葉市の幕張メッセ国際会議室において、エコドライブ普及促進を目的とした「目からうろこ！エコドライブってとっても簡単・発見・驚き」を開催しました。



### エコライフ・フェア



地球環境や生活環境への関心を高め、生活様式などを環境にやさしいものにしていくことを目的として開催されるエコライフ・フェアに、主催者及び出展者の一員として参加しています。平成 17 年度については、6 月 11 日・12 日に東京都代々木公園ケヤキ並木にて開催され、一人ひとりができる大気環境の改善対策について意識の喚起や具体的な行動を呼びかけました。また、機構では、「創ろう！よりよい環境とすこやかな暮らし」をテーマに、機構が実施している業務の紹介や、エコドライブに関する情報提供を行いました。

地球環境や生活環境への関心を高め、生活様式などを環境にやさしいものにしていくことを目的として開催されるエコライフ・フェアに、主催者及び出展者の一員として参加しています。平成 17 年度については、6 月 11 日・12 日に東京都代々木公園



## 大気汚染防止キャンペーン



大都市における大気汚染の現状と対策について、関係業界や住民の方々のご理解・ご協力を深めるために、環境省と機構、全国都道府県では、毎年12月を「大気汚染防止推進月間」と定めています。平成17年度も、環境省をはじめとした関係機関と協力して、青空の大切さや、一人ひとりがやるべきことを広く呼びかけるためのポスター公募・掲出等を行いました。

また、エコドライブコンテストも実施し、ドライバーの環境配慮意識の向上や、行政と事業者の連携強化を図りました。

あわせて、紙上キャンペーンとして、新聞等による広報も行いました。

多くの皆様にご応募・ご参加いただきありがとうございました。

### ・ポスター応募

3,122点（小学生：340点、中学生：2,202点、高校生：382点、その他：198点）

### ・エコドライブコンテスト参加

事業所数：113事業所（札幌市、東京都、川崎市、名古屋市、北九州市）

参加台数：1,547台

## くるま・環境・技術 2005

「愛・地球博」関連プログラムの一環として、平成17年8月2日・3日に、次世代の子供たちを対象として、究極の低公害車といわれている燃料電池自動車や環境問題などへの理解を深めるために、参加・体験型の学習イベントを実施しました。



## パンフレット等

各種パンフレット等の配布や、大気環境の改善に関する映画、ビデオ、パネル（低公害車普及パネル・地球温暖化パネル等）等の貸出、環境学習用CD-ROM・低公害車促進普及ビデオの制作などを行っています。ここでは、ほんの一部しかご紹介できませんが、パンフレットやビデオについては、機構ホームページでも、ご紹介しています。

## 環境保全カレンダー

環境保全のための身近な取組を題材にした年度カレンダー（4月～3月）を作成し、予防事業対象地域の中学校や地方公共団体等に配布しました。



## エコドライブ診断装置に係る啓発普及パンフレット

エコドライブ診断装置( )を解説したパンフレットを作成し、地方公共団体等に配布しました。

エコドライブ診断装置：自動車からの CO<sub>2</sub> 排出実態を、無線データ回線を利用してリアルタイムに把握し、それに基づく運転状況の診断やアドバイスを基地局から付与することによって「環境にやさしい運転(エコドライブ)」を实践させる装置

## 予防情報提供

健康被害予防事業を通じて得られた大気汚染の改善等に関する最新の知見や情報について、わかりやすく、使いやすい形で、幅広くご提供しています。

## 予防情報提供誌

機構主催のイベントや地方公共団体の動向等について、最新情報を掲載した「健康被害予防事業だより」を、健康被害予防事業を推進する立場にある地方公共団体の担当者や環境関連分野の専門家、拠出事業者等を対象に刊行しています。(年2回)



## ホームページ

機構ホームページにおいて、「大気環境の情報館」等のコーナーで、最新の情報を随時提供しています。

### 平成 17 年度ホームページアクセス件数

- ・大気環境の情報館 約 72 千件
- ・エコカーワールド 約 45 千件
- ・地球温暖化 約 360 千件



環境再生保全機構ホームページ  
URL : <http://www.erca.go.jp>

事業を遂行していくためには、手続等において、紙の書類が必要とされます。再生紙の利用を促進するとともに、電子化の推進などで、紙そのものの使用量を削減する取組も行っています。

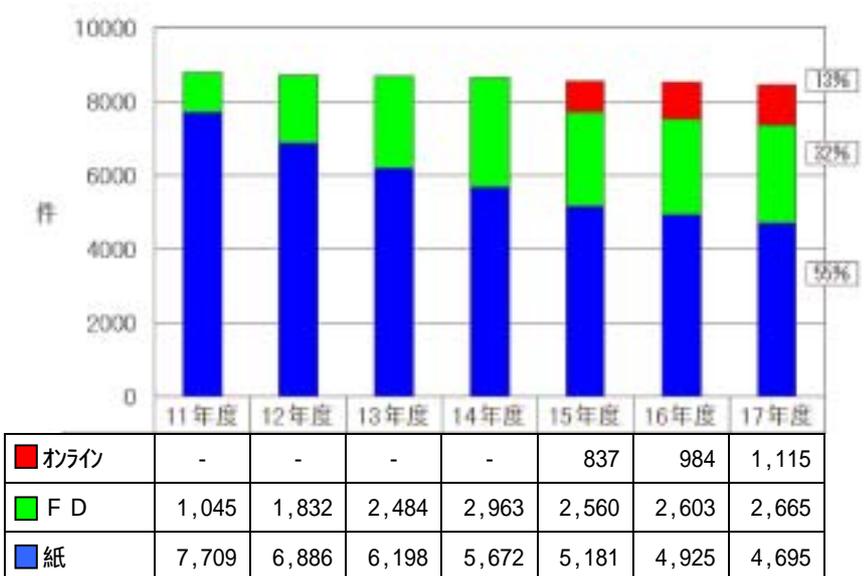
### 電子化推進によるペーパーレス化

機構では、汚染負荷量賦課金申告に関し、平成 11 年度よりフロッピーディスク（FD）による申告を導入したのに続き、平成 15 年度よりオンライン申告を導入し、事業所の皆様における申告事務の軽減を図るとともに、申告の電子化による申告関係書類のペーパーレス化について、推進しています。

平成 17 年度では、約 45%の事業所においてフロッピーディスク又はオンラインによる申告を行っていただき、その比率は年々増加してきています。

また、内部の事務処理においても、納付義務者の名称や住所の変更作業等、従来用紙を必要としていた作業のペーパーレス化推進も図っており、平成 17 年度は、12,000 件あまりの変更関連作業等においても、ペーパーレスでの対応を行いました。

申告方式別申告事業所数推移



平成 17 年度申告者数 8,475 件（本部 6,454 件 支部 2,021 件）

### コラム（職員の声）

#### 相手の立場にたって厳しい視点で日々の業務改善を

公害健康被害補償業務では、事業者の方々に、汚染負荷量賦課金の申告・納付を行っていただく必要があります。賦課金申告においては、事業者の方々が申告しやすいように、申告していただく皆様の立場で物事を考えるように心掛けています。本報告書でもご紹介しているように、汚染負荷量賦課金の申告を、紙の他にフロッピーディスクやオンラインでも行うことができるようにしたのも、事業者の皆様の負担を軽減するためという考え方が活かされています。多様な申告方法を導入した後も、毎年、問題点を取りまとめて、少しでも使い勝手が良くなるように、改善を重ねています。



補償業務部管理徴収課  
杉崎 浩和

どの業務においても言えることですが、常に危機感を持ち、自ら行う仕事に対して厳しい視点を忘れずに取り組んでいくことが大切であると考えています。